

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業の実施状況報告について

実施 計画 番号	事業の名称	事業概要	担当課※	総事業費 (千円)	交付金充当額 (千円)	実績	実施の効果
1	令和5年度桜井市非課税世帯価格高騰追加支援給付金【物価高騰対策給付金】	物価高騰の負担感が大きい低所得の方々を引き続き支援するため、当市で本年夏以降一世帯当たり3万円の支援をした世帯（被扶養者のみの世帯を除く）に対し、一世帯当たり7万円を追加給付する。	社会福祉課	459,829	459,829	給付件数：6,379件	令和5年度分の住民税非課税世帯に対して給付金を支給することにより、物価高騰に直面する低所得世帯への支援を行い、世帯の経済的負担の軽減を図った。確認書又は通知書を発送した世帯への給付率は98.7%となり、高い割合で支給に至ることができた。
2	令和5年度桜井市住民税均等割のみ課税世帯価格高騰支援給付金【物価高騰対策給付金】	物価高騰の負担感が大きい低所得の方々を引き続き支援するため、令和5年度における個人住民税均等割のみ課税世帯に対し、一世帯当たり10万円を給付する。	社会福祉課	143,717	143,717	給付件数：1,365件	令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金を支給することにより、物価高騰に直面する低所得世帯への支援を行い、世帯の経済的負担の軽減を図った。確認書を発送した世帯への給付率は96.2%となり、初めての給付対象者であるにもかかわらず、高い割合で支給に至ることができた。
3	令和5年度桜井市低所得子育て世帯価格高騰支援給付金【物価高騰対策給付金】	令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯及び個人住民税均等割のみ課税世帯への加算給付として、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童一人当たり5万円を給付する。	社会福祉課	70,304	70,304	非課税世帯：1,052件 均等割のみ課税世帯：242件 合計：1,294件	令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯に対して追加で給付金を支給することにより、物価高騰に直面する低所得世帯への支援を行い、世帯の経済的負担の軽減を図った。確認書又は通知書を発送した世帯への給付率は99.9%となり、高い割合で支給に至ることができた。
10	桜井市私立保育施設物価高騰対策支援事業	市内保育施設等運営事業者に対して、物価高騰の影響が大きい給食の賄材料費の高騰分の支援を行う。	児童福祉課 (保育教育課)	7,027	7,027	私立保育所等への補助金交付：6カ所	エネルギー・食品等の価格の高騰分に対し補助を行うことで、事業者の事業継続を支援することができた。
11	桜井市私立幼稚園施設物価高騰対策支援事業	市内幼稚園施設運営事業者に対して、物価高騰の影響が大きい給食の賄材料費の高騰分の支援を行う。	学校教育課	585	585	補助件数：2件	対象となる私立幼稚園に補助を行うことで、物価高騰による事業者への影響を緩和し、事業継続を支援することができた。
12	小学校就学援助費（臨時支援金）支給	物価高騰により特に厳しい状況にある子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内公立小学校に通う準要保護児童の保護者に対し、臨時支援金として5千円を給付する。	学校教育課	1,335	1,335	準要保護児童：267名	物価高騰による影響を受けた準要保護対象家庭に対し、支援を行うことで経済的負担の軽減を図ることができた。
13	中学校就学援助費（臨時支援金）支給	物価高騰により特に厳しい状況にある子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内公立中学校に通う準要保護生徒の保護者に対し、臨時支援金として5千円を給付する。	学校教育課	825	825	準要保護生徒：165名	物価高騰による影響を受けた準要保護対象家庭に対し、支援を行うことで経済的負担の軽減を図ることができた。

実施 計画 番号	事業の名称	事業概要	担当課※	総事業費 (千円)	交付金充当額 (千円)	実績	実施の効果
14	食料品等の価格高騰に伴う給食費の保護者負担軽減事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内小中学校に通う生徒・児童を養育する保護者を支援するため、市立小中学校の学校給食費を3ヵ月分免除する（教職員（公務員）分は対象外）。また、市立小中学校でアレルギー等の理由により給食の提供を一部又は全部受けていない、並びに市立以外の小中学校に通う生徒・児童を養育する保護者に対し給食費3ヵ月分相当額を補助する。	学校教育課	53,219	53,219	3ヵ月分（1月～3月）の給食費補助	給食費を補助することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
15	水道料金の負担軽減事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民・事業者を支援するため、水道基本料金を2ヵ月分減免措置を実施する。（公共施設は除く）	経営総務課	71,700	60,915	減免件数：46,202件 減免額：72,082,302円 システム改修費：1,045,000円	物価高騰による影響を受けた上水道給水区域に居住する市民や事業者に対し、水道基本料金の減免を行う事で経済的負担を軽減することができた。